

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	25 - 11	協定項目名	その他福祉事業の取扱いについて
--------	---------	-------	-----------------

調整方針	1. 福祉医療助成事業の町単独事業については、現行どおり新町に引き継ぐ。 2. 民生（児童）委員については、現行どおり新町に引き継ぎ、合併後に行われる一斉改選時の定数については、新町において調整する。 3. 災害見舞金については、新町に拡大する。 4. けんこうプール運営委員会については、新町に拡大する。ただし、合併年度は旧町の例による。
------	--

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
1. 福祉医療助成事業	福祉医療費助成条例 - 身体障害者手帳3級所持者に対し、町単独事業で医療費の助成を実施（平成16年8月1日より） - 身体障害者 医療保険の自己負担額ならびに薬剤一部負担金を助成 - 重度心身障害老人等 老人保健法による一部負担額を助成 - 対象者数：64人（H15見込み） - 支給総額：5,944,560円（H15見込み）	福祉医療費助成条例 - 身体障害者手帳3級所持者に対し、町単独事業で医療費の助成を実施（平成5年4月1日より） - 身体障害者 医療保険の自己負担額ならびに薬剤一部負担金を助成 - 重度心身障害老人等 老人保健法による一部負担額を助成 - 対象者数：36人（H15） - 支給総額：4,326,616円（H15）	現行どおり新町に引き継ぐ。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 - 1 1	協定項目名	その他福祉事業の取扱いについて
--------	-----------	-------	-----------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
2 . 民生 (児 童)委 員 (1)委員定 数	○委員定数... 2 4 人 (内主任児童委員 2 人) ○ 1 人当りの担当世帯 ... 8 8 世帯 / 人 (平均)	○委員定数... 2 7 人 (内主任児童委員 2 人) ○ 1 人当りの担当世帯 ... 1 5 9 世帯 / 人 (平均)	民生 (児 童) 委員については、次期一斉改選時の任期 (平成 19 年 11 月 30 日) まで現行のとおり新町に引き継ぎ、改選時以降は新町において調整する。
(2) 民 生 (児 童)委 員推薦会	○民生委員推薦会構成 (各 1 名) 任期 3 年 計 7 名 1 . 町議会の議員 2 . 民生委員 3 . 社会福祉事業の実施に関係のある者 4 . 町の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 5 . 教育に関係のある者 6 . 関係行政機関の職員 7 . 学識経験のある者	○民生委員推薦会構成 (各 1 名) 任期 3 年 計 7 名 1 . 町議会の議員 2 . 民生委員 3 . 社会福祉事業の実施に関係のある者 4 . 町の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 5 . 教育に関係のある者 6 . 関係行政機関の職員 7 . 学識経験のある者	平成 1 8 年度より統合する。ただし、平成 1 7 年度末まではそれぞれ旧町の例による。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 - 1 1	協定項目名	その他福祉事業の取扱いについて
--------	-----------	-------	-----------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容																							
項 目	秦荘町	愛知川町																								
3 . 災 害 見舞金	制度なし	○愛知川町り災見舞金交付内規による支給 本町の区域内で発生した災害に際し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）および災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の適用を受けない町民の被災者に対して、必要に応じて次の被災見舞金を支給する。 ただし、町長が必要と認めた場合はこの限りでない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>被 災 の 程 度</th><th colspan="2">金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">被災見舞金</td><td>死亡</td><td>1人につき</td><td>100,000円</td></tr> <tr> <td>負傷入院者</td><td>1人につき</td><td>30,000円</td></tr> <tr> <td>住家の全壊、全焼、流出</td><td>1世帯につき</td><td>30,000円</td></tr> <tr> <td>住家の半壊、半焼</td><td>1世帯につき</td><td>20,000円</td></tr> <tr> <td>住家の床上浸水</td><td>1世帯につき</td><td>20,000円</td></tr> <tr> <td>住家の一部損壊</td><td>1世帯につき</td><td>10,000円</td></tr> </tbody> </table> 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象による被害が生ずることをいう。 被災の程度については、滋賀県災害救助保護計画の被害認定基準に基づく。	種 類	被 災 の 程 度	金 額		被災見舞金	死亡	1人につき	100,000円	負傷入院者	1人につき	30,000円	住家の全壊、全焼、流出	1世帯につき	30,000円	住家の半壊、半焼	1世帯につき	20,000円	住家の床上浸水	1世帯につき	20,000円	住家の一部損壊	1世帯につき	10,000円	新町に拡大する。
種 類	被 災 の 程 度	金 額																								
被災見舞金	死亡	1人につき	100,000円																							
	負傷入院者	1人につき	30,000円																							
	住家の全壊、全焼、流出	1世帯につき	30,000円																							
	住家の半壊、半焼	1世帯につき	20,000円																							
	住家の床上浸水	1世帯につき	20,000円																							
	住家の一部損壊	1世帯につき	10,000円																							

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 - 1 1	協定項目名	その他福祉事業の取扱いについて
--------	-----------	-------	-----------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
(4)けんこうプール運営委員会	○現委員数 1 1 名 ○委員構成 1 2 名以内 - 町内の公共的団体等の代表者、その他識見を有する者のなかから町長が委嘱する。 （年 2 回開催） ○任期 1 年 - 平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日	制度なし	新町に拡大する。 ただし、合併年度は旧町の例による。